平成３１年度　事業計画書

Ⅰ　基本的視点

政府は、日本の農業の厳しい環境下の中、強い農業を目指して「農業競争力強化プログラム」を策定し農業の企業化を強力に推進している。

一方、東京農業にあっては、農地の流動化（都市農地貸借法の施行）、収入保険事業（農業保険法の施行）、東京ＧＡＰ（東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会）の三つの大きな課題に直面している。

こうした中にあってＮＯＳＡＩ東京は改正された農業保険法の下で収入保険事業と多発する災害にどう対応し農家･組合員との信頼関係のより一層の構築が課題となる。

農業は、自然災害に大きく左右されることが多く、近年は異常災害が通常災害となるようなこれまで経験をしたことのない災害級の暑さや自然災害が日本各地で頻繁に発生している。東京都内においても平成３０年１０月の台風２４号では、園芸施設共済事業において事業開始以来、最大の棟数となる被害が発生しており、自然を相手にする農業にとって農業共済団体の役割は年々増している。

平成３０年１０月より加入受付が開始された収入保険事業の加入促進では、役職員が農業者の経営方針を立てる際に適切なアドバイスができるよう農政全般・税務等の知識を身に付け、これまで以上に農業の現場に足を運び、全ての農業者にセーフティネットを提供する。このため、本組合では、「安心の未来」拡充運動方針に基づき、特に認定農業者及び若手後継者を中心に東京農業の実状にあった農業共済事業と収入保険事業の提案型推進を実施して東京農業の維持と振興に寄与することとし、次の７つの事項を平成３１年度組合方針の重点課題とする。

Ⅱ　重点取組事項

１.「実施体制の改善計画」に基づく効果的で安定した組合運営

自然災害が頻発する近年、農業共済事業は農家・組合員にとって必要不可欠なものとなっており、組合の運営を安定させることは重要な課題となる。これまでも本組合では、平成２０年度より４分野３６事項の改革を実施して財務状況の改善に努めてきた。農業保険法の施行により農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、実施体制の改善に努めることとなり、本組合で

は、「実施体制改善計画策定検討委員会」を設置し、これまでの改革を継承した平成３０年度末に策定する「実施体制の改善計画」に基づき、組織基盤の強化と財務改善を実施して安定した組合の運営を目指していく。

また、収入保険事業における委託費は、依然として不透明な状況であり、収入保険事業の加入推進等に係る予算も未だ編成できないことから、全国農業共済組合連合会に対し収入保険事業を実施する上での十分な委託費を配分するよう要請していく。更に、東京都からの経営支援が平成３１年度をもって終了することから組合の経営が不安定にならないよう経営支援の継続を東京都に対し要請していく。

２．収入保険事業の加入推進目標の必達

２年目となる収入保険事業の平成３１年度の新規加入目標は、３５０経営体と掲げ加入促進に取組み加入目標の達成による財務状況の改善を図る。このため、収入保険事業の加入対象者となる青色申告を行っている農業者の情報等を関係団体の協力及び日常業務から収集して加入推進対象者名簿として整備し、特に、企業的経営により儲かる農業を目指している認定農業者、若手後継者並びに法人等を中心に年間を通した計画的な加入促進により目標達成を目指す。

３．「安心の未来」拡充運動の推進

「安心の未来」拡充運動では、改正した農業保険法の各事業を東京都内の全ての農家に提供し「備えあれば憂いなし」をスローガンに農業共済事業又は収入保険事業の普及拡大を目的としている。特に、認定農業者と将来担い手となる若手後継者及び企業的経営による農業を行っている農業法人等へは、収入保険事業による経営安定を提案していくこととする。

また、一人でも多くの農業者に農業共済事業及び収入保険事業の活用を促すため、施設の設置状況調査による未加入施設への推進、並びに各事業で作成した未加入者リストを活用した未加入者への推進等を行い、制度内容を懇切丁寧に説明し未加入者の解消により無保険者を出さないことを目的に各事業の目標達成を目指していく。

４．任意共済事業の加入推進強化

組合の財務状況を改善するための自主財源の確保において建物共済は重要な役割を果たしている。しかし、平成２４年度から実施した加入資格者の是正により、ここ数年、引受実績が減少傾向となっている。農業保険法の施行により加入資格要件が全ての農業者等へ緩和されたこと、新たに収入保険事

業の開始によりこれまで接点のなかった農業者等へ加入機会が増えたこと、並びに平成２９年度に建物共済の仕組改定により補償内容が充実したことを踏まえ加入推進目標の必達を目指す。

５．広報・広聴活動の強化

平成２８年度より本組合の広報紙は、年間３回の定期発行を行い組合員との信頼関係の構築に努めてきた。円滑な組合運営や事業推進につなげるためには、引き続き広報紙の定期発行を行うとともに、更なる農業者との信頼関係の強化を図ることを目的に営農と生活に役立つ最新の情報を豊富に掲載する農業共済新聞の普及が喫緊の課題である。このため、農業共済新聞の普及拡大に向けアクションプログラムに基づく普及率の拡大に努めていく。

６．コンプライアンス態勢並びにガバナンスの取組強化

日常業務からの法令の確認、内部検査などを確実に実施していくためコンプライアンスアクションプログラムに基づき確実な態勢強化を目指し、農家・組合員からの信頼失墜の原因を発生させない職場環境を整えていく。また、収入保険事業の実施による秘密保持基準、並びに個人情報の徹底した管理を行っていく。

更に、業務運営管理（ガバナンス）を強化していくため、理事会及び監事会の機能を十分に発揮し内部牽制機能を強化していく。

７．役職員の資質向上

少数職場である本組合では、役職員の資質向上は重要な課題であり、職員は日常業務から自己の研鑽に励むことが励まなければならない。特に、収入保険事業の実施により税務等に関する専門知識、個人情報の取扱に関する意識改革などが求められている。農業共済事業及び収入保険事業を適正に運営していくため制度内容及び関係諸規定の習熟度を高めていき、農家・組合員との信頼関係の強化に努め、職員の少数精鋭を目指す。

Ⅲ　引受計画

【農業共済事業】

【１】　農作物共済

制度の見直しに伴い、当然加入制の廃止の周知や引受方式の検討を行うとともに、１０ａを下る小規模耕作者や麦の未加入者の無保険状態を避けるため、農作物共済又は収入保険のいずれかの加入を提案する。

１．平成３１年度事業目標

	目標面積	北多摩	特別区	南・西多摩
水稲	4,700ａ	1,156ａ	―	3,544ａ
陸稲	53ａ	10ａ	―	43ａ
麦	140ａ	140ａ	―	0ａ
合計	4,893ａ	1,306ａ	―	3,587ａ

２．重点課題

（１）「当然加入制の廃止」の周知徹底
（２）麦の耕作地の把握
（３）収入保険の推進

３．推進方策

（１）「当然加入制の廃止」の周知徹底

当然加入制の廃止に伴い、農作物共済の加入をやめる農業者も見込まれる。平成３１年産水稲・陸稲農家の引受けは、当然加入制の廃止後で初めての引受けとなるため、改めて全加入者に対してチラシ等を配布し周知徹底を行い、任意加入制に移行したとしても農作物共済もしくは収入保険に加入し、農業収入全体をカバーできる旨を提案し、無保険状態にならないよう推進を行う。

（２）麦の耕作地の把握

統計では東京都に１６ｈａの小麦の作付け実績があることから、収集済みの耕地の地図情報を基に現地調査を行い、農業共済か収入保険のいずれかの加入を提案する。

（３）制度の見直しに伴う引受方式の検討

平成３３年の一筆方式廃止に向け、特に水稲共済における簡易な損害評価を前提とした効率的な引受方式の導入について、損害評価部会及びＮＯＳＡＩ部長会等において検討を行う。

【２】　家畜共済

継続引受時において改めて制度見直し内容の周知を図り、個々の農業の経営に合わせた提案を行う。今後の家畜共済を踏まえ、損害防止事業を始めとした体制も含めた将来的な検討を行う。

１．平成３１年度事業目標（旧制度による目標頭数）

	平成 31 年度		
乳牛	2,200 頭	馬	3 頭
肉牛	600 頭	豚	希望者無
計	2,800 頭	合計	2,803 頭

２．重点課題

（１）未加入農家への加入推進
（２）損害防止事業
（３）今後の家畜共済の方向性

３．推進方策

（１）未加入農家への加入推進

乳牛においては清瀬市の数件を残すのみであり、過去においても機会あるごとに戸別推進を行ってきた。引き続き後継者を対象として制度の見直しを周知するとともに、東京都酪農業協同組合や関係機関と一体となった加入推進を続ける。

また、養豚農家の未加入者については、３年間にわたり戸別訪問による丁寧な加入推進を行ってきた。加入の意思はないが、本年度も制度の見直しの周知も踏まえ、引き続き８戸の飼養農家に対して意思確認を行う。

（２）損害防止事業

本年も引き続き、一般損害防止事業と特定損害防止事業を行い、畜産関係団体とともに事故の低減に向けた検査や管理指導を行い、東京の畜産の衰退の防止に寄与する。

①　一般損害防止事業

〇妊娠分娩期の飼養管理指導及び繁殖検診　〇乳房炎対策
〇飼養管理指導〇金属異物性疾患対策　〇事故多発農場対策

② 特定損害防止事業

（３）今後の家畜共済の方向性

農家の経営安定の観点から、見直された制度の周知と個々の経営状況

に合わせた加入推進と、事故を未然に防止する損害防止事業は欠かせないものであるが、廃業農家の増加や指定獣医師の高齢を踏まえた、家畜共済の将来について検討する。

【３】　果樹共済

収入保険を基本として、ＮＯＳＡＩ東京における果樹共済の共済目的である梨の栽培農家に限らず、収入保険を踏まえた都内果樹栽培農家のアプローチを行う。

梨をはじめとした果実栽培農家の情報を収集し、果樹栽培農家に無保険者が出ないよう推進を行う。

１．平成３１年度事業目標

	平成 31 年度
一般方式	130 a
短縮方式	40 a
合計	170 a

２．重点課題

（１）既加入者に対するアプローチ

（２）損害防止事業の改善

３．推進方策

（１）既加入者に対するアプローチ

平成３１年産において収入保険への移行を行わなかった組合員に対して、無保険者を出さないよう、個々の農家に対してフォローアップ推進を行う。

果樹共済においては推進手続き上、戸別訪問は欠かせないものであるが、地域担当制により農家への訪問機会が増えるとともに信頼も増している。特に、果樹栽培農家においては、収入保険の有効性が大きいことから、現在も検討中の農家に対しては、果樹共済の事務的な手続きのみならず、個々の農家の経営状況を踏まえた提案型の推進を行う。

（２）損害防止事業の改善

損害防止事業は、果樹共済の加入者を対象に天敵農薬の導入助成を開始し、農家の評価を得てきた。東京都の経営支援対象事業を受ける損害防止事業は、本年度を最後として、収入保険に移行した継続組合員も含めて天敵農薬の助成を行う。

【４】　園芸施設共済

制度の大きな見直しに伴い、制度の変更点の周知徹底や施設の再確認が必要となっている。加入者や地域ＪＡへの定期的な訪問により面談機会を増やし、戸別訪問により組合員との信頼関係をより密接なものへと築き、収入保険も含めた個々の経営状態に合わせた提案を行う。

１．平成３１年度事業目標

	設置面積	北多摩	特別区	南・西多摩
ガラス室	755 a	263 a	74 a	354 a
プラスチックハウス	11,050 a	4,767 a	3,536 a	2,811 a
合計	11,805 a	5,030 a	3,610 a	3,165 a

２．重点課題

（１）地域に密着した推進

（２）園芸施設共済と収入保険のセット推進

３．推進方策

（１）地域に密着した推進

制度の大きな見直しに伴い、制度の変更点の周知徹底や施設の再確認が必要となっている。本年は全施設の確認と調査を行うため、（郵送方式を一時的に止め）戸別訪問を前提として、各地域の農業者やＪＡへの定期的な訪問により面談機会を増やし、組合員との信頼関係をより密接なものへと築く。

特に制度の見直しにおいては、新たに面積要件が緩和されたことから、無資格者となった農業者及び今まで推進を行えなかった農業者を精査し、加入へと結びつける。特に補助事業については、平成３０年１０月の台風による経営体育成支援事業の対象者も含め、農業振興事務所、ＪＡ及び区市町村からの情報を基に完全引受を行う。

（２）園芸施設共済と収入保険のセット推進

農林水産省の「災害に強い施設づくり月間」の取組みと同調し、施設の損害は「園芸施設共済」、施設内の農作物の損害は「収入保険」で行えるようになることから、個々の経営状態に合わせた提案を行う。

収入保険と施設内農作物とのセット推進に係る先進県の情報を全国連等から収集するとともに、戸別訪問による園芸施設共済加入者のニーズの分析を行い、比較データを活用した加入シミュレーションによる提案を行う。

【５】　建物共済

首都直下型地震や南海トラフをはじめとした自然災害へのリスクに対する関心の高まりや、加入資格が「農業に従事している者」に改善されたこと、また収入保険の導入を踏まえ、今まで農業共済と関わりの無かった農業者に対しても新たに地域に密着した提案を行い資産と収入の面での補償を提供する。

１．平成３１年度事業目標

	共済金額	北多摩	特別区	南・西多摩
火災共済	301 億円	310 億円	2 億円	89 億円
総合共済	89 億円	68 億円	1 億円	20 億円
合　計	390 億円	278 億円	3 億円	109 億円

２．重点課題

（１）組織再編に伴う推進体制の強化
（２）建物共済推進委員会との連携強化
（３）島しょ地域の加入推進強化

３．推進方策

（１）組織再編に伴う推進体制の強化

地域担当制により全員体制となったことから、すべての職員が建物共済の推進スキルを磨き目標の達成に努める。個々の組合員の所有する様々な建物資産に対して、近年増加している自然災害に対する備えを増やすよう補償の拡充や見直しを提案し、昨年の制度改正（地震等の補償割合、加入限度額及び臨時費用担保特約給付割合などの３つの改善点）のメリットを具体的におすすめする。特に、収入保険の実施に伴い、農業共済の非組合員であった農業者に対する加入推進の機会を捉えた地域ごとの推進を行う。

（２）建物共済推進委員会との連携強化

平成３０年の仕組改定により加入資格が拡大されたことを含め、長短分離によるすみ分け等をＪＡと再認識を図り、定期的なルートセールスなどにより建物共済推進委員会の加入実績を拡大する。

（３）島しょ地域の加入推進強化

島しょ地域では、ＪＡの支店の統廃合が進み NOSAI 建物共済に対するニーズが高まっている。しかし、各町村に設置された建物共済推進委員会は積極的な建物共済の推進を行っていない。

この様な状況を踏まえ、島しょの地域担当による推進体制の強化及びＮＯＳＡＩ部長などの推進体制について再検討を行い建物共済の引受拡大を目指す。

【６】　農機具共済

共済掛金の是正を行い、東京都の補助事業による加入も増えていること、また収入保険の導入に伴い農業共済事業と関りの無かった農業者にも積極的に推進を行い、高額な農機具への共済事故による損害を補填し組合員の安定した農業生産に寄与する。

１．平成３１年度事業目標

	共済金額			
		北多摩	特別区	南・西多摩
事業目標	3 億円	1.63 億円	1 億円	1.27 億円

２．重点課題

（１）新たな推進体制
（２）関係団体との協力体制
（３）自動継続及び郵送方式による事務の効率化

３．推進方策

（１）新たな推進体制

従来は、制度共済の担当者と任意共済の担当者の連携による加入推進を行ってきたが、地域担当制の導入に伴い都市農業活性化支援事業の対象農家への対応などが総合的に行うことが可能となる。また、収入保険の推進対象農家のリスト化に伴い、農業共済事業と関りの無かった農業者へのパンフレット配布等の情報提供が容易になるため農機具共済の普及推進を進める。

（２）関係団体との協力体制

東京都、各市町村及びＪＡ担当者等を通して農機具共済の加入推進をすすめる。特に補助事業の説明会等には積極的に参加し、補助対象農機具について農機具共済に加入する事が条件となっていることを周知徹底する。地域担当制を活かし、さらに一歩地域に踏み込んだ密着した推進活動に勤める。

（３）自動継続及び郵送方式による事務の効率化

事業収支の改善策として自動継続特約の付帯率を１００％にし効率的な継続手続きを実現する。そのための条件として、口座引落しによる掛金徴収を必須とする。効率的な新規引受推進を行うために、新規加入者開拓は都市農業活性化支援事業で導入された農機具を中心に実施し、ＪＡ及び関係行政機関協力を活用する。

【収入保険事業】

【１】　収入保険

１．平成３１年度事業目標

	平成 31 年度	北多摩	特別区	南・西多摩
収入保険	350 経営体	150 経営体	100 経営体	100 経営体

２．重点課題

（１）関係団体等との連携強化
（２）認定農業者の名簿作成
（３）戸別訪問による加入手続き
（４）重点対象農家の絞り込み

３．推進方策

（１）関係団体等との連携強化

当面の重点推進対象である認定農業者１，６００経営体を中心に加入推進を行っていく事が求められているが、本組合のみで対象農業者全員を特定し推進活動を実施するのは限界がある。そこで、農業振興事務所、農業改良普及センター、ＪＡ団体、農業会議、市区町村役場及び税務署等の関係団体と収入保険事業の推進に係る連携体制を整備・構築する。また、現総代にはＮＯＳＡＩ部長を兼務いただき、過去にＮＯＳＡＩの役員等の実績のある方にも協力をいただき、共済事業の品目以外の非組合員対する説明会の開催数を増やす。また、区市町村の広報誌、農業委員会だより、ＪＡ支部回覧等への記事掲載やチラシ配布を行う。

（２）認定農業者等の名簿作成

平成３０年度に地域・生産団体別の説明会や会合で実施した、加入に対する意向調査データを基礎にしながら認定農業者等の台帳化を進める。引続き、農業振興事務所、農業改良普及センター、ＪＡ中央会、各ＪＡ、東京都農業会議及び税務署からの説明会の依頼及び紹介等を活用し意向調査対象者を倍増させ認定農業者の完全リスト化を目指す。また、収集情報を利用した分析・検討を行い加入推進活動の進捗状況や問題点の洗い出しに活用する。

（３）戸別訪問による加入手続き

収入保険の加入手続きは非常に複雑で高度な知識と経験が必要とされ、また、個人情報等の取り扱いのルールも厳しく制約されており、職員の収入保険に対する習熟度向上を行うことが不可欠である。専門的な研修による知識の習得だけではなく、現場での農業経営内容に関する聞取り調査力が求められている。適確に聞取り調査するためには農家訪問の機会を増やすことが大切だが、個人で戸別訪問できる数には限界があるの

で、職員全体で様々な事例を共有し補うことによって収入保険加入手続きのスキル向上に努める。

（４）重点対象農家の絞り込み

平成３０年度収入保険加入者の内、約５０％が果樹（梨）共済加入者であった。果樹生産者は収入保険のニーズが高いことから、東京でブランド化に力を入れている果樹（梨、ぶどう、キウイ及びブルーベリー等）を中心に、栽培面積の多い果樹栽培農家を重点的に収入保険への加入を提案する。梨栽培農家以外の農家の情報が少ないことから、組合員や各生産団体をはじめとして、農業改良普及センターを中心とした農業関係団体の協力を得ながら、都内の果実生産の情報を把握し推進に結び付ける。